

多
久
市
の
お
知
ら
せ

多久市役所の臨時職員募集



多久市役所の臨時職員（一般事務補助）を募集しています。

■応募資格

多久市に住民登録がある人

■業務内容

パソコン入力のほか、事務補助、受付業務

■雇用条件

勤務時間 月々金曜日
8時30分～17時15分

賃金 日額 6,400円

保険適用 雇用形態によって社会・雇用保険適用

問 総務課 人事係 ☎75-2112

雇用期間 1～6か月

※条件は業務によって異なります

■受付期間 随時

■申込方法

市販の履歴書に必要事項を記入し、市役所3階の総務課人事係に提出

■採用方法

応募者を名簿登録し、募集する課が選考採用します。ただし、履歴書を提出しても、採用されない場合があります。

■申し込み 〒846-8501

多久市 総務課 人事係宛

多
久
市
の
お
知
ら
せ

〓お忘れなく〓 土地取引後は利用目的と価格の届出が必要です

問 都市計画課 都市計画係 ☎75-4827

「国土利用計画法」に基づき一定面積以上の土地を売買などで取り引きした場合、買主は契約締結日を含め2週間以内に、土地の利用目的や取引価格などを土地の所在する市町村に届けなければなりません。

■届出が必要な土地の面積

都市計画区域内

5,000㎡以上

都市計画区域外

10,000㎡以上

または100万円以下の罰金が科せられることがあります。

お知らせ

多
久
市
の
お
知
ら
せ

10月1日から軽自動車税環境性能割が創設されました

問 税務課 市民税係 ☎75-2126

10月1日から自動車取得税が廃止され、三輪以上の軽自動車の燃費性能に応じた環境性能割が創設されました。新車、中古車を問わず軽自動車を取得した時に、下の税率表に応じて計算した金額が課税されます。ただし、令和2年9月30日までに自家用の乗用車を購入する場合、臨時的に環境性能割の税率1%分が軽減されます。

【税額の計算方法】

軽自動車の取得価格×税率（取得価格が50万円以下の軽自動車は課税されません）

【税率表】（自家用の軽乗用車）

※軽貨物車、営業用車の税率表は市ホームページをご覧ください

対象車	通常の税率	臨時的軽減後の税率 (令和元年10月1日から 令和2年9月30日までの間)
電気自動車等 ^{※1}	非課税	非課税
★★★★ ^{※2} かつ 2020年度燃費基準 +10%達成車		
★★★★ ^{※2} かつ 2020年度燃費基準達成車	1.0%	1.0%
上記以外の車	2.0%	

※1：電気軽自動車および天然ガス軽自動車

※2：「電気自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車、または平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車

多
久
市
の
お
知
ら
せ

キャッシュレスでポイント還元

問 (消費者向け) ☎0120-10101975
問 (事業者向け) ☎0570-10010655



▲くわしくは
コチラへ

小規模事業者が行うキャッシュレス（クレジットカード、二次元等）を使ったポイント還元を支援します。

■実施期間

10月1日（火）～令和2年6月30日（火）

■還元内容（消費者）

期間中に対象の店舗でキャッシュ

レス支払をした人にポイント還元

■支援内容（事業者）

○キャッシュレス決済端末本体と設置費用が無料

○期間中は決済事業者に支払う決済手数料が実質2・17%以下